

議案第四号

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例について

三朝町室課設置条例の一部を別紙のように改正するものとする。

昭和三十六年六月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和三十六年六月二十四日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



三朝町議
議長印

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例

三朝町室課設置条例(昭和三十四年三朝町条例第七号)の一部を次のように改正す

第一 条 中

「出 納 室

所 民 室

総 務 課

観 光 土 木 課

農 林 課

厚 生 課

「出 納 室

并 細 室

総 務 課

観 光 土 木 課

農 林 課

厚 生 課

観 光 商 工 課

土 木 水 道 課

とあるを

に改める。

附 則

この条例は昭和三十六年七月一日から施行する。